

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成22年10月29日

佐藤行政書士事務所

行政書士 佐藤 英明 殿

観光庁観光産業課長

平成22年10月8日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する旅行業又は同条第2項に規定する旅行業者代理業に該当しないため、法第3条の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

旅行業は、報酬を得て、法第2条第1項各号に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）、旅行業者代理業は、報酬を得て、旅行業を営む者のため同項第1号から第8号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業であるところ、照会のあった2. ①～③の行為については、報酬を得て行うものではないため、旅行業又は旅行業者代理業に該当せず、法第3条の適用対象とならない。

なお、法第2条第1項及び第2項の「報酬を得て」とは、手数料、委託料等の名目やその対価をいずれから得るかを問わず、当該行為との関係において実質的な対価を得ることであり、旅行者からのみならず、オプションツアー会社等から手数料を収受するような場合もこれに含まれる。